

開発者等による配水管工事の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅団地の造成その他において開発者等が、配水施設から給水を受けるために施工する配水管工事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)及び神戸市水道条例(昭和39年3月条例第46号。以下「条例」という。)に定めるものの他、次に定めるところによる。

- (1) 開発者等 住宅団地の造成その他により、新たに給水の申込みを行う者をいう。
- (2) 負担金工事 水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、開発者等から条例第33条第1項に規定する工事負担金を徴収し、管理者が施行する水道施設の新設又は改良工事をいう。
- (3) 開発者等工事 開発者等が管理者の指導及び技術上の監理の下に行う配水管の新設工事をいう。
- (4) 技術上の監理 管理者が第7条第1項に基づき行う第8条に規定する使用材料の承認及び第9条に規定する完成検査並びに施工中の随時立ち会い等をいう(完成品の品質に関わらない安全管理、工程管理等を除く)。
- (5) 設計図書 管理者が第5条第4項の規定に基づき承認した設計書、図面及び仕様書をいう。

(事前協議)

第3条 開発者等は、開発者等工事を行おうとする場合は、あらかじめ開発者等工事の事前協議を管理者に依頼し、その内容及び施工主体等について管理者の承認を受けなければならない。

(施行区分)

第4条 開発者等工事は、当該開発区域内における配水管(全ての配水管口径が200mm以下のものに限る。)の新設工事のうち管理者が認めるものとし、当該開発区域外における配水管及び管口径200mmを超える配水管の新設工事、既設配水管との接続工事、既設配水管の改良工事等は、管理者が、開発者等から工事負担金を徴収することにより、第2条第2号に規定する負担金工事として施工するものとする。

(開発者等工事の設計)

第5条 開発者等工事の設計は、開発者等の負担により、管理者が定める資格を有する者が、管理者が定める各種技術上の基準に従い行うものとする。

- 2 開発者等は、第3条に規定する事前協議にかかる管理者の承認を受けた後、配水管の口径、管種、布設位置等設計条件その他の設計内容について、別に定める書類を添えて水道施設実施設計の審査を管理者へ依頼しなければならない。
- 3 開発者等は、消火栓の設置位置等について消防関係部局と協議し、合意に基づき水道施設の設計を行うこと。
- 4 管理者は、当該実施設計の内容について審査し、適当と認めたときは、開発者等に承認した旨を通知する。

(施行協定の締結及び水道施設設置申込)

第6条 開発者等は、前条に規定する実施設計承認の後、水道施設設置申込書を管理者へ提出するとともに、管理者との間で開発者等工事の施行に関する協定及び工事負担金協定を締結するものとする。

(開発者等工事の施工)

第7条 開発者等工事の施工は、開発者等の負担により、管理者が定める資格を有する者が、管理者が定める各種技術上の基準に従い、管理者の技術上の監理の下、行うものとする。

- 2 管理者は、技術上の監理にかかる業務を行うため、その職員を局現場担当者として指名し、開発事業者等へ通知する。
- 3 開発者等は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任し、管理者に届け出るものとする。
- 4 開発者等又は現場代理人は工事現場に常駐し、第2項で規定する局現場担当者の指示に従い、開発者等工事の施工を行うものとする。
- 5 局現場担当者の指示に基づき施工内容を変更する場合、変更に必要な費用は開発事業者が負担するものとする。
- 6 開発者等は、開発者等工事の施工にあたっては、管理者により、現場への材料搬入時の材料検査、工事施工中の立会・臨時検査、第9条に規定する完成検査を受けるものとする。

(使用材料)

第8条 開発者等工事にかかる配水管に使用する材料は、あらかじめ管理者が承認したものでなければならない。

(完成検査)

第9条 開発者等は、工事が完了したときは、管理者が別に定める書類を添えて、速やかに開発者等工事完成検査を管理者に依頼し、検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の依頼があったときは、所属職員のうちから検査員を指名し、開発者等及び施工事業者立会いの上、完成検査を行う。

- 3 完成検査は、実地検査、水圧検査、通水検査、書類検査、等を行う。
- 4 管理者は、前項の完成検査に合格したと認めるときは、開発者等工事完成検査結果を開発事業者等へ通知する。

(管理者による接続工事の実施)

第10条 管理者は、前条第3項に規定する完成検査に合格した後、第4条に規定する既設配水管の接続工事を行う。

(水道施設の管理者への無償譲渡及び管理)

第11条 開発者等は、開発者等工事の完成品について、第9条第4項の規定による通知を受けたときは、別に定める書類を添えて、速やかに管理者に無償譲渡の申出をするものとする。

- 2 管理者は、前項の申出を適当と認めるときは、開発者等に当該完成品を受納する旨を通知する。
- 3 無償で譲渡された配水管の維持管理は、管理者が行う。

(開発者等が負担するその他の費用)

第12条 開発者等は、次の各号に掲げる経費を条例第33条第1項に規定する経費として管理者へ支払うものとする。

- (1) 開発者等工事の施行に伴い管理者が行う事務にかかる経費
 - (2) 前条の規定に従い管理者へ無償譲渡された開発者等工事の完成品により管理者が給水を行う際に生じるその他の経費
- 2 前項に規定する費用は、管理者が別に定める基準により算出した金額を、管理者が指定する日までに全額納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

(水道施設に契約不適合があった場合の措置)

第13条 管理者が開発区域への給水を開始した場合において、開発者等工事による配水管に契約不適合があるときは、管理者は第11条第1項の無償譲渡を受けた日から1年(当該契約不適合が故意又は重大な過失により生じた場合にあつては、民法の定めによる)の期間内に、開発者等に対して、相当の期間を定めて、目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完、又は損害の賠償を請求することができる。

- 2 開発者等は、開発者等工事の施工事業者と工事請負契約を締結する際、前項に規定する措置と同等以上の約定を行うものとし、工事請負契約締結後、管理者に対し、工事請負契約の写しを提出すること。

(施行協定の解除)

第14条 管理者は、開発者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により通知することにより、第6条の規定に基づき締結した開発者等工事の施

行に関する協定を解除することができる。

- (1) この要綱及び開発者等工事の施行に関する協定書に定められた開発者等が行うべき行為を履行しないとき。
 - (2) 第9条に規定する完成検査に合格しない場合において、その追完の指示に従わないとき。
 - (3) 局現場担当者、検査員の職務執行を妨害し、又は妨害しようとしたとき。
 - (4) 第1号から第3号の場合は、開発者等の代理人又は施工事業者の行為によるときも、同様とする。
- 2 前項の場合において、開発者等は、管理者に対して損害賠償を請求することはできない。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。